

| | |
|--------------------|---|
| Title | 『日本十進分類法新訂 10 版』の検討(その(17))：積み残された課題(2) |
| Author | 前川, 由実子 / 北, 克一 |
| Citation | 情報学. 13 卷 2 号, p.96-102. |
| Issue Date | 2016 |
| ISSN | 1349-4511 |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻 |
| Description | |
| DOI | |

Placed on: Osaka City University

『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(17)

—積み残された課題 2—

A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition Pt.17

- Challenges that Remain: II -

前川由実子[†]、北 克一^{††}

MAEKAWA Yumiko, KITA Katsuichi

概要：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、絵画の形式について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC、絵画の形式

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC, Style of Painting

1. はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された¹。1995 年 8 月刊行の『NDC9』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。本稿では多面的な検討内容の内、『NDC10』の絵画の形式について検討を進める。

2. 『NDC10』における「720 絵画」の展開

『NDC10』では「720 絵画」の展開は次のようになっている。抜粋で示す。

720 絵画

- .1 絵画の理論・美学
- .2 絵画史 <一般>
- ...
- .8 叢書・全集・選集

<721 / 723 様式別の絵画>

*コンピュータ絵画→727

721 日本画

*ここには、日本画の歴史、伝記、研究・評論、および画集を収める

721.02 日本絵画史

*702.1 のように区分 例：721.025

日本近世絵画史

<.1 / .9 様式別>

- .1 仏画：巨勢派、宅磨派
- .2 大和絵. 絵巻物：土佐派、...
- ...
- .8 浮世絵 → : 724.15 ; 724.18
- .9 明治以後の日本画

722 東洋画

- .1 朝鮮画
- .2 中国画
- 23 先秦
- ...

.3 東南アジア

.5 インド

[.6] 西南アジア. ペルシア →722.7

.7 西南アジア. 中東

前川由実子[†] 関西大学等非常勤

北 克一^{††} 相愛大学

[.8] アラビア

723 洋画

*地理区分 例：723.1 日本の洋画、
723.35 フランスの絵画

*画家の伝記および研究・評論は、その
主な活動の場と認められる国、もしくは
は出身国により地理区分

*ここには、洋画の歴史、伝記、研究・
評論、および画集を収める

*画法→724.3/.6

<723.02/.07 時代別>

.02 原始時代. 未開時代
...

.07 20世紀—：フォービズム、...

<724/725 絵画材料・技法>

724 絵画材料・技法

<.1/.6 様式別の画法>

.1 日本画. 東洋画：水墨画，南画，文人
画，俳画

[.2] 素描 →725

<.3/.6 洋画>

.3 洋画. 油絵

.32 画料

.33 用具

.39 テンペラ画. 蝋画

.4 水彩画. アクリル画

.5 題材別画法

.51 宗教画

.52 歴史画. 戦争画
...

.6 壁画. フレスコ画

.68 泥絵. デイステンパ画

.69 ガラス絵

.7 色彩. 彩色 →：425.7

.8 アトリエ. モデル

.9 額縁. 表装. 修復. 保存. 模写. 複製

725 素描. 描画

(以下、略)

2.1 「720 絵画の構造」

「720 絵画」は絵画一般であり、<.1/.8>は形式区分の展開である。

続いて、<721/723 様式別の絵画>が展開される。「721 日本画」、「722 東洋画」、「723 洋画」が展開されている。

さらに、「726 漫画. 挿絵. 児童画」、「727 グラフィックデザイン. 図案」、「728 書. 書道」と続いている。

順次に検討を進める。

2.2 <721/723 様式別の絵画>

<721/723 様式別の絵画>は、本表では「721 日本画」、「722 東洋画」、「723 洋画」に分けて展開している。

ただし、単純に絵画の様式別の3区分ではない。「721 日本画」及び「722 東洋画」は、絵画の様式別に区分されている。

しかし「723 洋画」は、その直轄の第1注記に、地理区分指示があり、単純な絵画様式とは考えにくい。後に、詳しく検討を行う。

2.2.1 「721 日本画」

「721 日本画」の直轄注記「*ここには、日本画の歴史、伝記、研究・評論、および画集を収める」がある。そして、「721.02 日本絵画史」がその下位に展開されている。この「721.02 日本絵画史」の注記を引用で示す。

721.02 日本絵画史

*702.1のように区分 例：721.052
日本近世絵画史

*日本画・洋画双方にわたる日本絵画史は、ここに収める

*近世までの日本洋画史は、ここに収め、日本近代洋画史は723.1に収める

*近代日本画史は、721.9に収める

(1) 第1注記は、「702.1のように区分 例：721.052 日本近世絵画史」とある。そこで、「702.1 (芸術史・美術史)—日本芸術史・美術史」を参照してみる。

702.1 日本芸術史・美術史

.12 原始時代

.13 古代

.14 中世

.15 近世：江戸時代 1615-1867

.16 近代：明治時代以後 1868-

なお、「702.1 日本芸術史・美術史」のさらなる展開は、

.17 古社寺

*ここには、個々の古社寺を中心とした芸術、美術を収める

とあり、直前の「702.16 近代：明治時代以後 1868-」と明らかに区分原理が異なる。時代区分は「.16 近代」迄である。

この結果、本表「702.1 日本芸術史・美術史」は、<702.12/.16 時代区分>、<702.17 古社寺>、<702.19 日本各地(の芸術史・美術史)>となり、<702.17 古社寺>を挟んで、日本芸術史・美術史における時代区分と、日本の地域の芸術史・美術史が展開されており、分類表展開の論理性において破綻をきたしている。

また、

.19 日本各地

*日本地方区分 例：702.1984 土佐の芸術 702.1999 琉球美術史

とあり、日本各地の日本芸術史・美術史を展開できる。

ここで、冒頭の第1注記の例示である「721.025 日本近世絵画史」は、「720.15 日本芸術史・美術史-近世」の「-5」を、「721.02 + -5」=「721.025 日本近世絵画史」としたものである。

せめて、この注記は「702.1 のように日本時代区分」とすべきではないか。

一方、固有補助表「4 日本各地域の歴史(沖縄県を除く)における時代区分」は、

- 02 原始時代
- 03 古代
- 04 中世
- 05 近世
- 06 近代

とあるので、一端は一致する。

しかし、固有補助表「4 日本各地域の歴史(沖縄県を除く)における時代区分」は、沖縄県を除いて、適用するように指示されている。

一方、「702 <.1/.7> 地域別」はどうか。

第一に、沖縄県を明示的に排除していない。

第二に、例えば「-13 古代」の下位区分に、「-133 飛鳥時代 552-645」以下の下位区分が展開されて

いる。

第三に、<.19 日本各地>の注記「*日本地方区分 例：702.1984 土佐の芸術、702.1999 琉球美術史」とあるように、琉球を対象としている。

以上を総合して考えると、「702.1 日本芸術史・美術史」は、固有補助表「4 日本各地域の歴史(沖縄県を除く)における時代区分」の適用を受けないことになる。

これでは、固有補助表「4 日本各地域の歴史(沖縄県を除く)における時代区分」の適用範囲があいまいになる。『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用法等において、明確な解説が必要であろう²。

(2) 「721.9 明治以後の日本画」の注記には、「*明治以降の日本画は、<.1/.83>の様式にあてはまるものでも、すべてここに収める」とある。

このことより、「721 日本画」においては、「721.02 日本絵画史」における時代区分よりも、「721.9 明治以後の日本画」の注記「*明治以後の日本画は、<.1/.83>の様式にあてはまるものでも、すべてここに収める」が優先することが判明する。

以上の論述部分の全体像を次に示す。

702.1 日本芸術史・美術史

.12 原始時代

...

.16 近代：明治時代以後 1868-

.17 古社寺

.19 日本各地

.191 北海道

...

.197 鹿児島県

.199 沖縄県

なお、「722 東洋画」には、本表での展開は(地理的な)「様式区分」の展開のみであり、「722.9 近代以後の東洋画」という記号はない。

また、「723 洋画」には、<723.02/.07 時代別>の「洋画一般」の時代展開がある。一方、「723 洋画」の第1注記「*地理区分 例：723.1 日本の洋画、723.35 フランスの絵画」により、地理区分指示により、「723 洋画」は細区分が可能である。

なおこの地理区分指示は、当初に確認をしたように<721 / 723 様式別の絵画>とあるので、地理的区分による様式区分と介すべきである。ただし、

この解釈が正当性を持てるのは、洋画における地理的区分が、概ね芸術的な様式区分と一致していることが前提となる。

また、「721.02 日本絵画史」の直下に<.1/.9 様式別>とあるが、様式は、「.1 仏画」～「.83 洋風画・長崎派」までであり、「.9 明治以後の日本画」は、日本画の様式ではなく、日本画の時代区分である。<.1/.9 様式別>は、<.1/.8 様式別>と改めるべきである。

2.2.2 「722 東洋画」

(1) 「1 朝鮮画」、「2 中国画」、「3 東南アジア」等と、展開されているようにこの展開は地理区分ではない。該当箇所を引用で示す。

722 東洋画

.1 朝鮮画

.2 中国画

.23 先秦

・・・

.27 近代

.3 東南アジア

.5 インド

[.6] 西南アジア・ペルシア →722.7

.7 西南アジア・中東

[.8] アラビア →722.7

なお、「一般補助表 I-a 地理区分」の「-02 アジア・東洋」には、「*東アジア，ユーラシア大陸，シルクロード全域には、この記号を使用する」とある。

この意味では、分類項目の語彙「アジア・東洋」は、「東アジア，ユーラシア大陸，シルクロード全域」を包含する地理的範囲をカバーしていることになる。しかし、「アジア・東洋」という語彙の一般的な地理的範囲を想定する言語理解とは異なる。

愚直かもしれないが、「722 東洋画」に注記を追加し、「*東アジア，ユーラシア大陸，シルクロード全域を含む」、という旨の注記が必要である。

(2) 「722.02 東洋絵画史」の時代区分展開

「722 東洋画」における「722.02 東洋絵画史」の時代区分展開は可能なのだろうか。

「721 日本画」には、「721.02 日本絵画史」の展開があり、「723 洋画」には「<723.02/.07 時

代別>」の展開がある。

論理的には、「722.02 東洋絵画史」の時代区分展開は可能であると考えられる。ただし、「.1 朝鮮画」、「中国画」の東アジア、「.3 東南アジア」、「05 インド」、「.7 西南アジア・中東」の地域を横断的に取り扱った「絵画通史」の資料³に与えられる分類である。

なお、「722 東洋画」では、ここに明示的に展開がされていない地域(国)の絵画については、「722 東洋画」の範囲で拡張の規則がないので、そのまま地理区分等の展開はできない⁴。強引な記号の合成法として、「-02」を介して、地理区分を行う方法が考えられるが、この場合には、「722 東洋画」の下に、各絵画の様式による区分と地理区分が混在することになり、分類表構築の基礎から誤っている。

2.2.3 「723 洋画」

「723 洋画」では、その直下の第1注記で「*地理区分 例: 723.1 日本の洋画 723.35 フランスの絵画」がある。

この第1注記により、次のことが明らかになる。

- (1) 「723 洋画」では、細区分に地理区分を適用する。この場合の「地理区分」の意味は、地理区分を行った地理的場所(国等)における洋画が、主題である。
- (2) このため、例示にある「723.1 日本の洋画」は日本国における洋画のみを扱う。
- (3) 対象が洋画に限定されるのは、「721.02 日本絵画史」の第2注記に「日本画洋画双方にわたる日本絵画史は、ここに収める」とあることによる。
- (4) 一方、同一注記の第2例示では、「723.35 フランスの絵画」となっており、「フランスの絵画」であって、「フランスの洋画」ではない。(下線筆者)すなわち、フランス(国)における絵画はデフォルトで、洋画という「常識」が隠れている。しかし、この展開では、例えば「フランス(国)における水墨画」は、どのように分類を行うのであろうか。

分類表の論理的整合性を保つため、第2例示の「723.35 フランスの絵画」は、「723.35 フランスの洋画」に修正を行うべきである⁵。

2.2.4 「723 洋画」の時代区分

「<723.02 / .07 時代別>」の展開を引用する。

<723.02 / .07 時代別>

- .02 原始時代. 未開時代
- .03 古代：オリエント，ギリシア，エトルリア，ローマ
- .04 中世：ビザンチン，ロマネスク，ゴシック
- .05 近代：ルネサンス，バロック，ロココ，新古典主義，ロマン主義，写実主義，印象主義
- .07 20世紀—：フォービズム，表現主義，立体派，未来派，抽象主義，ダダイズム，シュルレアリスム，エコール・ド・パリ

このように「723 洋画」の時代区分は、「.04 中世」から「.07 20世紀—」までは、実際はヨーロッパ世界の絵画の様式変遷を伴う時代区分である。

なお、「.02 古代」においても、地中海世界の範囲に留まる。

洋画そのものは、源泉を西洋社会にあり、洋画時代区分としては、現在展開している時代区分が適切であり、他の地域、国での西洋を起源とする洋画の状況は、地理区分で表現ができる。このように解釈をすれば、「723 洋画」の時代区分が理解しやすい。

ただし、「02 原始時代. 未開時代」や「03 古代：オリエント，ギリシア，エトルリア，ローマ」が、一般的に理解されている洋画の範疇に収まるかは疑問が残る。

2.2.5 <724 / 725 絵画材料・技法>

まず、中間見出しの<724 / 725 絵画材料・技法>、と分類項目名の「724 絵画材料・技法」が、同一の名辞であることが気になる。本来は、分類記号の範囲が異なるのであるから、分類項目の名辞も異なってよいはずであるが、同一の名辞が使用されている。

2.2.6 「724 絵画材料・技法」

「724 絵画材料・技法」においては、先頭に中間見出し<.1 / .6 様式別の画法>がある。

具体的に、検討を進める。

まず、「724 絵画材料・技法」の構成を見ていく。抜粋で示す。

724 絵画材料・技法

<.1 / .6 様式別の画法>

- .1 日本画. 東洋画：水墨画，南画，文人画，俳画

[.2] 素描 →725

<.3 / .6 洋画>

- .3 洋画. 油絵
- .4 水彩画. アクリル画
- .5 題材別画法

*ここには、材料に限定されない題材別画法を納め、一材料に限定される題材別画は、各画材の下に納める
例：724.3 油絵風景画の技法

- .51 宗教画
- .52 歴史画. 戦争画
- .53 風俗画
- .55 人物画
...
- .6 壁画. フレスコ画
- .68 泥絵. ディステンパ画
- .69 ガラス絵
- .7 色彩. 彩色
- .8 アトリエ. モデル
- .9 額縁. 表装. 修復. 保存. 模写. 複製

第一に、「724 絵画材料・技法」では「.1 日本画. 東洋画」が分類項目名として列挙され、同一の分類記号を共有している。その小分類項目名は、水墨画，南画，文人画，俳画である。

以上を総合すると、「724 絵画材料・技法」の「.1 日本画. 東洋画」の展開が暗黙の概念としてあるのは、日中韓の東洋画の範囲であり、その影響下での発展として日本画の系統を想定しているようである。

しかし繰り返しになるが、722 東洋画の範囲が「.3 東南アジア」から「.7 西南アジア. 中東」までも含む絵画様式を包含するのであれば、他

の地域の東洋画の分類箇所がない。

東洋画に特有の絵画材料・技法が存在しないという意味なのか、それとも対象文献が存在しないので、分類表の論理的な展開を省略した、ということなのであろうか。

また、「724/725 絵画材料・技法」では、「1/6 様式別の画法」という中間見出しがある。しかし、「1/6 様式別の画法」の内部構造は、一意の区分原理で構成されていない。具体的に見てみよう。

「1 日本画」から「4 水彩画、アクリル画」までは、技法別の絵画の種別である⁶。

しかし、「5 題材別画法」は、その注記にあるように、「材料に限定されない題材別画法を納める」と指示されている。この内容は、決して技法別の絵画の種別ではない。

この意味は、「5 題材別画法」の下位区分である「51 宗教画」以下を見ればわかる。逆に、注記にあるように「724.3 油絵風景画の技法」では、油絵という画法と風景画という画材の混合主題である。注記ではこの場合には、画材を優先としている。

続く「6 壁画、フレスコ画」は、再び技法別の絵画の種別である。

このように、「1 日本画」から「6 壁画、フレスコ画」は、中間見出し「1/6 様式別の画法」にかかわらず、「5 題材別画法」で二分されている。また、「7 色彩、彩色」から「9 額縁…」までは、「モデル」を除いて題材ではない。

「724 絵画材料・技法」については、「素材」、「技法」、「題材」、「その他」が混在しており、抜本的に区分原理の見直しが必要かもしれない。

なお、「[2] 素描」は二者択一分類項目であり、「725 素描、描画」として独立して扱っている。

2.2.7 「725 素描、描画」

「725 素描、描画」は、「[2] 素描 →725」の二者択一項目である。注記「*別法：724.2」が付されている。

「725 素描、描画」では、「3/6 画材別の素描・描画」という中間見出しがある。具体的に見ておく。

725 素描、描画

・・・

- .3 木炭画
- .4 クレヨン画、パステル画、クレパス画、コンテ画、チョーク画
- .5 鉛筆画、銀筆画
- .6 ペン画

「3/6 画材別の素描・描画」での区分原理であるが、第一に描画の素材という側面から見ると、クレヨン、パステル、クレパスは絵具であるが、チョークや鉛筆、ペンなどは絵具ではない。

仮に広い意味での素材として許容するとしても、素描、描画の素材は他にも多く存在する。せめて、「9 その他」という展開が必要ではないだろうか。

また、コンテ絵は、映画製作等で使用される撮影道具(ツール)であり、画材別の区分とはそぐわない。

3. さいごに

本稿では『NDC10』に関して、積み残したと考える課題について取り上げた。主旨は『NDC10』の論理性、透明性の向上を願ってのことである⁷。

本稿では、「720 絵画」に焦点をあてて検討を行った。「720 絵画」では、「絵画の素材」(キャリア、絵具、その他画材)、「技法」、「題材」が問われる複雑な構成がある。

今回、「720 絵画」を検討するにおいて、分類表構成の難しさを改めて学習することができた。

今後も、『NDC10』を使用し、『NDC10』に馴染む中で、他の箇所においても、さまざまな疑問が起こることが考えられる。その時にはいったん立ち止まり、分類法の基礎に立ち返って考察を進めたい。

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の「分類委員会報告」に記されている。

引用文献

¹ もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

²例えば、『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用法の「4.2 固有補助表」の箇所である。

³例えば、「海のシルクロードの絵画」のような主題であろうか。しかし、逆に「陸のシルクロードの絵画」は、対応する分類記号はない。

⁴仮に、「722 東洋美術」に地理区分を適用すると、「722 + -02 + -地理区分記号」となる。

これに従い、インドネシア絵画を表現すると、「インドネシア絵画 722.0224」となる。

しかし、これでは「722 東洋絵画一般」の後に、地理区分合成をした国々の絵画が続き、その後に「722.1 朝鮮画」以降の本表展開が並ぶこととなる。

明らかに、絵画の芸術様式と地理区分を混在させた分類展開であり、明らかに間違っている。

⁵分類法において、「分類表における第一次区分は、神の視点」と称されることがある。

第一次区分にどのような主題を、いかなる順序で採用するかは、分類表作成者(委員会)の世界観の反映とされる。

「日本十進分類法の淵源は、1928 年にもり・きよし(森清, 1906-1990)がその勤務先の図書館洋品専門店「間宮商店」の業務参考図書のコレクション(間宮文庫)の整理を担当し、店主間宮不二雄(1890-1970)の指導を受けながら、同文庫のための分類表を作成したことにある。その表は、間宮が1927 年図書館振興を志す近畿地方の図書館員有志を發起人として、全国に同士を募って組織した図書館研究・活動団体「青年図書館員聯盟」の機関誌『図書館研究』(「図書館」は1文字の造字)第1巻(1928)第2号から第3号にかけて「日本十進分類法：和洋図書共用十進分類表案」として掲載された。さらにこの案が1929年、『日本十進分類法：和洋図書共用分類表及索引』と改題され、単行書として間宮商店から刊行された。(以下、略)「序説 2 日本十進分類法について」－「2.1 沿革」(『NDC10』本表・補助表編 p.15)

⁶厳密には、「日本画」は日本における絵画の総称である。日本画の技法には、1) 固形絵具(棒絵具、顔彩、鉄鉢)は、デイステンパに包括される、膠、アラビアゴムといった水溶性の固着剤を用いた絵具・塗料を使用する場合、2) 岩絵具や水干絵具、

胡粉など展色材の混ぜられていない顔料を膠水で溶いて使用する、がある。

(『ウィキペディア 日本語版』より編集。)

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%B5%E7%94%BB>

【確認：2016年9月20日】

⁷ 諸 NDC において、主題概念の階層性を記号の階層性が反映していない、縮約項目、不均衡項目の存在が、いかに分類表としての論理性、透明性を妨げてきたか。また初学習者の理解を妨げてきたか、を思えば、可能であれば分類理論の基本に立ち帰った検討も必要ではないだろうか。